

令和5年5月11日
北 区 保 育 課

保護者の皆さまへ

新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に伴う対応について（お知らせ）

日頃より、北区の保育行政にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に関する今後の保育園における対応につきまして、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 感染時に登園を控えていただく期間

「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」を基準とします。

※起算日は、発症日、軽快日を0日目とし、その翌日を1日目とします。

※無症状の場合の発症日は、検体採取日を0日目とします。

※家庭内に感染した方がいる場合の登園の制限はありません。

2 適用時期

令和5年5月8日（月）以降

なお、今回の新型コロナウイルス感染症の対応に関わらず、発熱、下痢、嘔吐、咳、発疹等の症状により登園を控えていただくことが望ましい場合については、医師の確認を依頼する等、引き続き、国が示す考え方に基づく対応を継続します。

3 医師の意見書（登園許可書）について（※別紙参照）

保育園にお通いのお子さまが新型コロナウイルス感染症に罹患し、登園を再開される場合は、区公式ホームページ掲載の医師の意見書（登園許可書）をご利用願います。

新型コロナウイルス感染症の項目を新たに追加し、改正しました。

4 保育園内での感染者発生時のお知らせについて

園内で職員又は園児等に感染者が発生した場合は、感染拡大防止に繋げるため、園内の掲示等で感染症名を伝える等、他の感染症と同様のお知らせを行います。

5 その他

基本的な感染対策の励行（手洗い、手指の消毒、換気の確保等）は今後も引き続き継続します。

また、施設内での感染者数の増加等により、感染拡大防止対策が必要となる場合は、事前に対策内容をお知らせした上で、施設管理上の対応を実施することがあります。

北区教育委員会事務局子ども未来部
保育課保育運営係 TEL03-3908-9127